

平成 29 年度第 2 回東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞受賞候補者及び
日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給候補者推薦要項

1. 対象となる奨学金

- (ア) 東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞（以下、「グローバル奨奨学金」という。）
- (イ) 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）※ただし、留学開始日が平成 30 年 4 月 1 日以降で、かつ、グローバル奨奨学金には応募せず JASSO 奨学金のみに応募する者については、平成 30 年 2 月頃に行う募集に別途応募すること（今回は募集対象外とする）。

2. 対象者

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学する者で、以下の条件を満たす者とする。

(ア) グローバル奨奨学金

グローバル奨奨学金受賞候補者は、次の①～③に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 本学に所属する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を除く）
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき派遣する者で、派遣期間の開始日が、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの者。派遣期間は 3 ヶ月以上 1 年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1 年以上派遣する者も対象とする。

※東北大学自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム（COLABS セメスター型）参加者のうち、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、グローバル奨奨学金への応募が可能です。なお、COLABS 集中型及びワークショップ型参加者はグローバル奨奨学金の募集対象に含みません。

- ③ 学業成績が優秀な者

(イ) JASSO 奨学金

JASSO 奨学金受給候補者は、派遣期間の開始日が平成 30 年 3 月 31 日までの本学の正規学生で次の①～⑦に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

※定住者は含めない。

※二重国籍者においても、①を満たす者は含める。

- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき 3 ヶ月以上 1 年以内の期間派遣する者

- ③ 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる平成 28 年度の成績評価係数が 2.3 点以上（3.0 点満点）である者

※上記により求めた成績評価係数が 2.00 以上 2.30 未満の場合、各部局において成績評価係数が 2.30 相当以上と認める場合は、以下 4-（ウ）に記載された②及び③を併せて提出することにより JASSO 奨学金受給候補者としての推薦を可能とします。

※1年生や編入学生等で、前年度（前年度がない場合は、前学期分）の成績が選考時までに判明しない場合、あるいは上記「成績評価係数」への換算ができない場合であっても、学生の所属部局において、総合的に学業成績を判断し、成績評価係数 2.30 相当以上と認め、JASSO 奨学金候補者として適当であるとする場合は、推薦することが可能です。

その際は、学生の所属部局において客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を総合的に判断の上、相当すると評価される成績評価係数を算出してください。人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。また、プログラムの参加資格があることをもって本制度の学業成績の要件に該当すると判断することや、特定の科目（語学等）の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。なお、判断に使用した派遣学生の学業成績及び相当すると評価される成績評価係数について、「成績評価係数確認書」（様式 M）に記録してください。

[学業成績の判断基準の例]

- ◆ 入学試験の成績が○人中上位○位迄について、成績評価係数2.30相当以上とみなす
(入試の「合否」を基準とすることは認められない)

④ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者

自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難であることを確認すること。

⑤ 派遣先大学等の所在国・地域への留学に必要な査証を確実に取得し得る者

⑥ 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

※プログラム途中に卒業・修了する者は、要件を満たさない。

※プログラム途中に大学学部を卒業し、引き続き大学院に入学する者は、要件を満たさない。

⑦ 派遣先大学等への留学にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から留学のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金等は含まれない。）を受ける場合、その奨学金の支給月額が JASSO 奨学金による支給月額を超えない者

3. 奨学金額

(ア) グローバル奨学金

① 準備金

渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30 万円
北米地域	20 万円
アジア地域	15 万円
中近東地域	15 万円
その他の地域	その都度定める額

② 奨学金

留学期間中月額 6~10 万円（留学地域による）を支給する（別表 1 参照）。なお、対象となる留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、他団体等からの奨学金の支給月額がグローバル奨学金より少額の場合にのみ、その差額分を支給する。

(イ) JASSO 奨学金

留学期間中月額 6~10 万円（留学地域による）を支給する。（別表 1 参照）

4. 推薦手順

下記書類一式を留学生課に提出のこと。

(ア) グローバル奨学生・JASSO 奨学金共通

- ① ~~奨学生候補者データ~~ (エクセル) 教務係で作成
- ② 留学先大学等からの受入許可書（写し）
- ③ 海外留学支援制度（協定派遣）による奨学生受給に係る申立書 … 所定様式
- ④ 平成 29 年度海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M）
※グローバル奨受賞者の毎月の奨学生を JASSO 奨学金から支給する場合があるため、③、④を共通提出書類とする。

(イ) グローバル奨学生

- ① 東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞申請書 … 所定様式
- ② 成績証明書（平成 27 年度以降の成績が記載されているもの）
※ 学部 2 年生等で平成 27 年度の成績が無い場合は平成 28 年度以降のものを提出のこと。
- ③ 語学能力証明書（写し）
- ④ 派遣留学生候補者調書（写し）
※作成していない場合は、別添「留学計画書」を提出のこと。
- ⑤ 東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞推薦書 … 所定様式・指導教員に記入をお願いする。
- ⑥ 本留学に対し他の奨学生を受給する場合は、金額がわかるもの（写し）

(ウ) JASSO 奨学金

- ① 成績証明書（平成 28 年度の成績が記載されているもの）
※グローバル奨学生に併願する場合は提出不要。
- ② 海外留学支援制度（協定派遣）推薦書（様式 L-1） 教務係で作成
- ③ 自己推薦書（協定派遣学生用）（様式 L-2）
※②、③は、平成 28 年度の成績評価係数が 2.00 以上 2.30 未満の者を推薦する場合のみ提出。なお、②、③ともに「自己推薦書 No.」は記入不要。

5. 申請書類等提出

【提出方法】

提出書類名・データ等	提出方法
・奨学生候補者データ ・平成 29 年度 JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M）	データを伝達フロー回答機能により提出
・上記以外全て	書類を学内便により提出

【提出期限】平成 29 年 10 月 20 日(金)

平成 29 年 10 月 10 日(火) 17:15

国際文化研究科教諭係へ提出する。

【提出先】 教育・学生支援部留学生課海外留学係

学内便：川 D 7

6. 奨学金候補者データ作成上の注意

- (ア) 成績評価係数は成績評価係数計算表（3.0 満点及び 4.0 満点用）を利用し計算すること。学部学生については、平成 28 年度の成績のみを計算対象とすること。大学院学生については、グローバル奨学金は平成 27 年度及び平成 28 年度の成績を対象とし、JASSO 奨学金は平成 28 年度の成績のみを対象とすること。1 年生や編入学生等で平成 29 年度の前学期分の成績が計算対象となる場合を除き、平成 29 年度の成績は計算に含めないこと。
- (イ) ドロップダウンリストがあるセルについては、リストから回答を選択すること。
- (ウ) 留学予定期間については、留学先大学における授業履修、研究、試験等の期間に基づいて入力すること（オリエンテーションや、セメスター開始前の語学コース等の期間は含まない）。

7. 留意事項

- (ア) グローバル奨学金の募集等に関する詳細については、「平成 29 年度第 2 回「東北大学基金グローバル奨海外留学奨励賞」募集案内」を参照してください。推薦する候補者が、受賞決定後に留学を取りやめる等の変更が生じないよう修学環境の把握に努めるとともに、派遣先機関との調整に留意してください。
- (イ) グローバル奨学金の受賞者であっても、毎月の奨学金は JASSO 奨学金から支給される場合があります。
- (ウ) 他大学の発行する成績証明書を提出する場合で、成績証明書に各単位の取得年度が記載されていない場合、平成 28 年度に取得した単位を示す文書等を添付してください（大学院学生については平成 27 年度分も同様）。また、当該大学等における成績評価方法（例 AA:90 点～100 点、A:80 点～89 点、B:70 点～79 点、C:60 点～69 点）が成績証明書中に記載されていない場合は、これがわかる文書等を添付してください。
- (エ) 同一学生の他の JASSO 奨学金プログラム（例：部局が独自に申請し採択された JASSO 奨学金プログラム、重点政策枠により配分された奨学金枠等）への登録と本 JASSO 奨学金への申請が重複することのないよう留意してください。
- (オ) COLABS 派遣プログラム参加者については、COLABS の学内選考を以って JASSO 奨学金の支給可否を判断しているため、JASSO 奨学金に関しては、本募集に改めて応募する必要はありません。COLABS セメスター型参加学生で、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、グローバル奨学金への応募が可能です。
- (カ) グローバル奨学金及び JASSO 奨学金と、官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下、「トビタテ奨学金」という。）との併願及び併給の扱いは以下のとおりです。
- (1) 併願
グローバル奨学金及び JASSO 奨学金ともに、トビタテ奨学金との併願は可能です。
- (2) 併給
① グローバル奨学金：
トビタテ奨学金との併給はできませんが、準備金をグローバル奨学金から、月額奨学金をトビタテ奨学金から受給することは可能です。また、準備金及び月額奨学金の両方をトビタテ

奨学金から受給する場合でも、グローバル萩の受賞を辞退する必要はありません。

②JASSO 奨学金：

トビタテ奨学金との併給はできないため、両方の奨学金に採用された場合どちらか一方を辞退する必要があります。

別表 1

派遣地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金 月額 100,000 円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金 月額 70,000 円	【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金 月額 80,000 円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ヨージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウイーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト プラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金 月額 60,000 円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区的区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

平成 29 年度第 2 回「東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞」募集案内

1. 趣旨： 東北大学または本学各部局と学生の相互交流を締結している海外の大学に留学する最も優秀な学生に賞を授与することにより、国際的な人材の輩出及び教育の国際化の促進に資する。

2. 対象： ① 本学に所属する学部生及び大学院生（外国人留学生を除く）
② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する協定に基づき派遣される者で、下記の各号をすべて満たす者
・ 派遣期間の開始日が、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までのもの
・ 派遣期間は 3 カ月以上 1 年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1 年以上のものも対象とする。
③ 学業成績が優秀な者

3. 申請手続： 所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、所属部局の教務担当係に提出する。

※申請にあたっての留意事項

受賞決定後、留学取りやめや変更が生じないよう修学環境の把握に努めるとともに派遣先機関との調整に留意すること。

4. 奨励金： 以下の準備金と奨学金を奨励金として受賞者に支給する。
なお、対象となる留学にあたり、他の団体等から留学のための準備金や奨学金を受ける場合は、差額のみ支給することがある。

(1) 準備金 渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30 万円
北米地域	20 万円
アジア地域	15 万円
中近東地域	15 万円
その他の地域	その都度定める額

(2) 奨学金 留学する地域により、別紙のとおり月額 6 ~ 10 万円の範囲で支給する。
ただし、日本に帰国している期間等は支給しない。

5. 選考方法： 申請書類に基づき、選考する。

6. その他： 以下の場合、受賞の決定を取り消し、奨励金を返納させことがある。
一 受賞を辞退したとき。
二 留学中に退学したとき。
三 留学中に停学等の処分を受けたとき。
四 その他受賞者として適当でないと認められたとき。